

中国子会社の余剰資金の還流

Issue 22, July 2023

In brief

1990年代以降、多くの日系企業が世界の工場と呼ばれる中国へその後に続く巨大な販売市場を見込んで進出してきました。設立から相当の時間が経過し、留保利益が累積している中国子会社もあろうかと思われます。近年の米中摩擦などに起因し、将来の経営環境はますます不確実なものとなり、日本本社が中国子会社から余剰資金の還流を検討しているケースも見受けられるようになってきました。

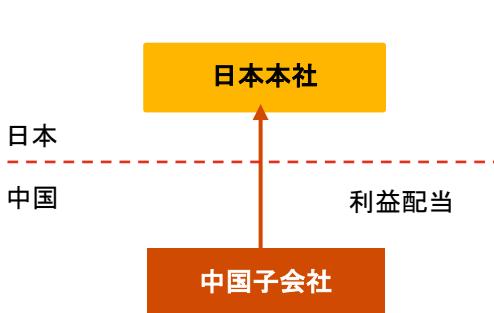
本ニュースレターでは、中国子会社の余剰資金の日本本社への還流について、概略を解説します。

In detail

1. 中国子会社からの資金還流方法としての利益配当および有償減資

中国子会社から日本本社へ余剰資金を還流する方法として、利益剰余金を原資とした利益配当、資本金を原資とした有償減資が挙げられます。このうち後者である有償減資は、中国外貨管理規制などを理由にその送金自体が困難とされていました。しかしながら、近年の最低登録資本金制度の撤廃、減資に関する許認可制から届出制への移行に伴い、有償減資の送金実績が増えつつあります。以下、利益配当および有償減資について、概要を説明します。

(1) 利益配当



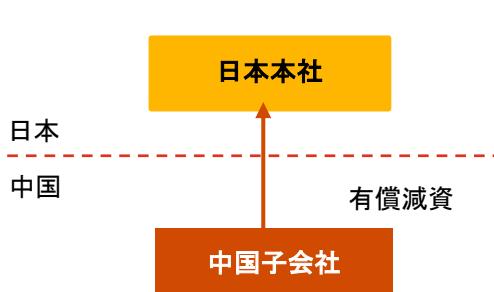
利益配当要件

- 貸借対照表において利益剰余金が生じていること。繰越欠損金が生じている場合には、利益配当は実施できません。

国外送金に係る外貨管理規制

- 利益配当に係る税務クリアランスおよび送金銀行から要請される関連資料の提出が必要です。

(2) 有償減資



有償減資要件等

- 中国会社法、減資の際に債権者保護の観点から債権者への通知、新聞公告を行う必要があり、かつ登記変更手続きも必要とされます。

国外送金に係る外貨管理規制

- 登録資本金の減少金額の範囲内の対外送金は可能です。原則として、資本剰余金を減少することによる送金は認められません。

2. 中国子会社の余剰資金の活用方法としての貸付およびキャッシュプーリング

中国子会社に余剰資金がある場合には、配当や有償減資に代えて、グループ企業間における資金の融通が考えられます。最近、クロスボーダー双方向プーリング制度(Cross-Border Cash Pooling: 以下、CBP)が施行され、実行が可能となりました。中国から日本への貸付と合わせて CBP の概要を説明します。

	個別域外貸付(*1)	マルチカレンシーCBP	人民元 CBP
主な適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 貸手は企業設立登記後 1 年以上であり、借手と資本関係があること 貸手および借手の経営状況は良好であり、健全な財務制度および内部統制が整備され、直近 3 年以内に外貨管理法規違反行為が生じていないこと 貸手の過年度の国外直接投資は所轄部門の承認を得て、外貨管理局で登記手続きが完了し、直近の中 国国外投資年度検査の等級が 2 等級以上であること 過去の国外融資が正常であり、違反が生じていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 真正の業務ニーズを有していること 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組みおよび内部統制を有していること 前年度、外貨国際収支規模は 1 億米ドル(メンバー企業合算額)を超えていていること 多国籍企業内で相互に直接または間接的に持分を保有している独立法人であること(ただし、同一の親会社に支配される兄弟会社も対象となる) 直近 3 年間に重大な外貨管理法規違反行為が生じていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> メンバー企業は以下の関係を有すること <ul style="list-style-type: none"> 親会社および親会社が 51%以上の株式を保有する子会社 親会社と親会社によって 51%以上の株式を保有される子会社が共同で 20%以上を保有する企業 株式保有比率は 20%未満だが、筆頭株主である企業 中国国外メンバー企業については 1 年以上経営する非金融会社であり、かつ、メンバー企業の合計売上金額が 2 億元以上であること 前年度の中國国内メンバー企業の合計売上総額は 10 億元以上であること
通貨	<ul style="list-style-type: none"> 人民元、外貨いずれも可 	<ul style="list-style-type: none"> 人民元・外貨いずれも可 	<ul style="list-style-type: none"> 人民元のみ
流出限度額	<ul style="list-style-type: none"> 融資残高限度額 = 直近会計年度の監査済み純資産額 × マクロプルーデンス調節係数 	<ul style="list-style-type: none"> メンバー企業の前年度合計純資産額 × 対外貸付レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節係数 	<ul style="list-style-type: none"> プーリング内の純資産額(中國国内メンバー企業合計純資産額 × グループの持分比率) × マクロプルーデンス政策係数
期限	<ul style="list-style-type: none"> 原則、6 カ月～5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 明文要求なし(*2) 	<ul style="list-style-type: none"> 明文要求なし(*2)
外貨管理局の要求	<ul style="list-style-type: none"> 融資の都度、事前承認・登記手続きが必要 返済に関する後続監督管理が厳格 	<ul style="list-style-type: none"> 事前承認を得た限度額の範囲内であれば融資の都度の登記が不要 	

中国 税務 上の 取扱い	<ul style="list-style-type: none">中国において、利息収入は、他の所得と損益通算され、原則、25%の適用税率にて企業所得税が課されます。また、収入対価に対して、6%の増値税等が課されます。中国から国外へ利子を支払う場合には、源泉徴収する必要があります。日本への送金の場合には、支払利子の10%相当額を源泉徴収し納税することとなります。利子の受取引が関係会社間取引に該当するため、設定される利率の妥当性などを税務当局へ説明できるようにしておくことが必要です。
-----------------------	--

出所:「国内企業の国外への貸付に係る外貨管理関連問題に関する通知」(匯発(2009)24号)、「国内企業の国外への人民元貸付業務に係る関連事項のさらなる明確化に関する通知」(銀発(2016)306号)、「資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通知」(匯発(2014)2号)、「国内企業の国外への貸付マクロプルーデンス調節係数の調整に関する通知」(銀発(2021)2号)、「多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元ブーリングの展開に係るさらなる利便化に関する通知」(銀発(2015)279号)、「自貿区クロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、科学技術刷新と実体経済を支援することに関する通知」(銀総部発(2016)122号)、「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」(匯発(2019)7号)

(*1)「個別域外貸付」とは、中国国内企業(金融機関を除く)が中国外貨管理局の承認枠内で、契約にて定めた金額、利率および期限を条件に、国外のグループ企業等と相対で資金融通する方法をいいます。

(*2) CBPは明文規定されていない事項があり、実行する場合には取扱い銀行へ事前に確認することが推奨されます。

The takeaway

中国の外貨管理規制は従来から厳格に運用されてきたため、余剰資金を還流できなかつたことが問題となっていた日系企業もあろうかと思われます。このような企業にとって、有償減資の実例が増えてきたことは、朗報といえます。しかしながら、有償減資は、制度上、中国政府当局の承認を得ずに実行できる資金還流方法であるとしても、実行可能性について、あらかじめ関連する政府当局とコミュニケーションを取り、送金のために万全な準備を怠らないことが肝要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琦忠

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 稅務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.